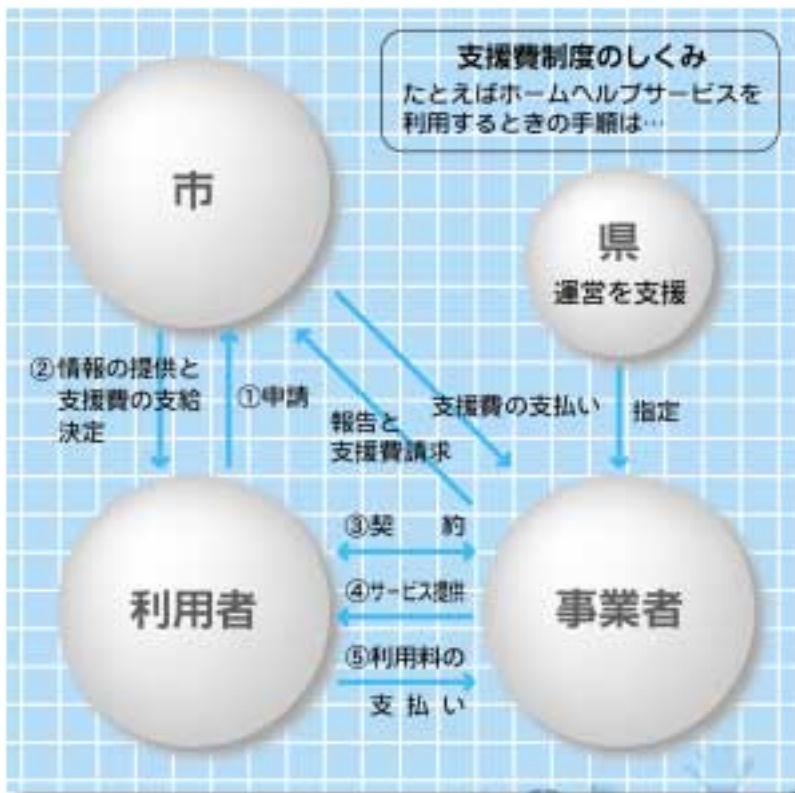


障害をお持ちのかたへの福祉サービスが変わります。

今月から、障害をお持ちのかたへの福祉サービスが、従来の「措置制度」から「支援費制度」に変わります。これに伴い、障害をお持ちのかたは施設・事業所を自由に選択することでサービスを利用できます。



対象

介護保険の対象外で、身体障害または知的障害をお持ちのかた

利用できるサービス

居宅サービス

ホームヘルプサービス
介護、家事など生活全般にわたる援助を受けます。

デイサービス

施設に通って受ける訓練など。

ショートステイ

短期間、施設に入所して支援を受けます。

グループホーム

知的障害をお持ちのかたが、地域で日常生活の援助を受けながら共同生活します。

施設サービス

身体障害をお持ちのかたが治療・訓練できます。

支援費制度はこれらのサービスが対象です。このほかのサービスはこれまで同様に利用できます。

利用したときの費用は

利用者及び扶養義務者は、サービスを利用するためにかかる費用のうち、負担能力に応じて定められた負担額を事業者に支払います。市は、利用者が負担した残りの額を、支援費として事業者へ支払います。

利用申請は福祉課へ

社会福祉係(内線405、410)

子育て支援係

(内線407、408、409)

精神障害者居宅生活支援事業

市では14年度から2つのサービスを始めています

ホームヘルプサービス

介護、家事など生活全般にわたる援助を受けられます。

利用できるかた

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、または精神障害のため障害年金を受けているかた。

こちらでサービスしています

大館市社会福祉協議会

☎42 8101

ショートステイ

介護を行っているかたが病気などの場合に、ご本人を一時的にお預かりします。

利用できるかた

在宅で精神障害をお持ちのかた

こちらでサービスしています

医療法人和成会 友生会

(片山町3丁目・今井病院内)

☎43 6464

利用申請 福祉課(内線405)